

5章 実現化の方策

1 計画的なまちづくりの推進

(1) 目指す将来都市構造の実現

人口の急激な減少や超高齢社会の進展、財政及び環境の制約など、厳しい社会経済状況のなかで、3章の全体構想に示したまちづくりの目標を達成し、目指す将来都市構造を実現するためには、計画的かつ速やかに具体化に向けた取組が必要となります。

これらの取組に向け、全体構想に示した将来都市構造のうち、居住を中心とした将来都市像を具体的にまとめると以下ようになります。

①都市構造

- ・公共交通の利便性の高い「拠点」や「ゾーン」などに都市機能や人口がコンパクトに集積し、拠点間を公共交通でネットワークするコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を実現します。
- ・拠点への集住を促進するとともに、周辺地域の農地の保全や良好な環境の形成を図るため、拠点以外での開発を抑制します。
- ・過度に自動車に依存することなく、徒歩や自転車、利便性の高い公共交通により、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。

②まちづくりの理念

・まとまって住む

公共交通（ことでん・バス等）の利便性が良く、都市機能や生活機能が集積し、比較的人口密度の高い拠点を中心にさらなる集約化を図り、まとまって暮らすことにより、安全・安心で、生活の質（QOL）が高く、持続可能なまちづくりを目指します。

・一定の時間軸で無理なく段階的に集約化（スマートシュリンク）を図る

まちの「中心拠点」と、ことでん駅周辺の「生活拠点」及び郊外の既存集落を中心とする「地域拠点」に居住や都市機能の立地を緩やかに誘導し、その後、人口減少や少子化等の進展に伴い、「中心拠点」と「生活拠点」へ、さらに長期的には「中心拠点」へ集約化を進め、一定の人口密度を保つことで、安心できる健康で快適な生活環境を実現します。

③将来の具体的な都市像

・多核連携都市

「ことでん」を軸として、都市機能や生活機能がことでん6駅周辺を中心に配置され、土地利用と公共交通計画が連携し、生活利便性の高いコンパクトな市街地形成を図ります。

また、都市機能が集積する「中心拠点・生活拠点」と「地域拠点」をバス等の公共交通により、連結することで利便性の向上を図ります。

・連携と交流

各拠点から中心拠点へのアクセス性を向上させ、都市機能の集積効果を波及させるとともに、拠点間のネットワークにより交流、連携強化の向上を図ります。

また、周辺市町との地域間連携を図り、商業・業務機能、コンベンション機能、文化・交流機能、観光レクリエーション機能等を分担し、互いに補完することで、サービス水準や価値創造の向上を図り、都市圏として高次の発展を図ります。

さらに、府中湖PA/スマートIC及び高松空港といった高速交通体系を活かし、広域的な交流、二地域居住、二地域生活・就労を推進することにより、交流人口や協働人口、定住人口の増加を図ります。



凡 例			
	行政界		公共交通軸(ことてん)
	都市計画区域		綾川町役場
	市街地		綾上支所
	住宅地		中心拠点
	商業地		生活拠点
	工業地		地域拠点
	田園集落地		中心拠点・生活拠点への集住促進
	丘陵地・山林		地域拠点への集住促進
			周辺市町との機能分担、交流・連携

目指すべき将来都市構造 (※居住系を中心とした将来像)

(2) 一体的なまちづくり

活力ある持続可能なまちづくりを進めるためには、多様な地域特性を有する各地域が連携し、地域の資源・強みを活かした特色ある地域づくりを行っていく必要があります。

このためには、町全体を整備・開発・保全する一つのエリアと捉え、計画的で総合的な取組が求められます。

今後は、多自然型の生活圏を形成する綾上地域の利便性向上や地域活性化も含め、適切な規制・誘導策について検討を行います。

(3) 都市計画法等に基づく制度・事業の推進

①市街地の土地利用規制

住宅、商業地、工業地などの土地利用の混在を防ぐために、それぞれの土地利用でまとまった区域を設定し、用途及び密度を計画的に誘導することにより、互いの土地利用環境の保全や秩序ある機能的なまちづくりが可能となります。

町役場、綾川駅周辺の市街地ゾーンにおいては、今後さらなる「居住」「商業」などの都市機能の集積を図ることから、土地の用途を定める用途地域に基づき、適切に誘導を図ることが求められます。

優良な農地を保全し、良好な環境を形成するため、今後は、周辺市町との整合性にも配慮し、慎重に土地利用の誘導に向けた手法について検討を行います。

②地区計画の検討

人口が減少し、民間の開発圧力が弱まる社会経済情勢においては、事前確定的な用途地域の設定だけで、都市の目指す将来像を実現することは困難と考えられます。

このため、地域の実情に応じて、地区の整備・開発及び保全の方針を定め、道路・公園の配置や規模、建築物の用途などについて、地域住民等と協議を行いながら、よりきめ細やかな規制や誘導を行っていく地区計画制度の活用についても検討します。

良好な環境づくりや生活に必要な民間施設の適正立地に向けて、前述の市街地ゾーンも含め、地区レベルにおけるまちづくりの進め方について検討します。

また、町の条例で定めることにより、地域住民から地区計画の案の提案が可能となることから、住民からの提案によるまちづくりの推進体制についても検討を行います。

(4) 各種計画との連携

本都市計画マスタープランは、基本的な方針を示すものであり、今後は、地域公共交通計画、身近な公園整備基本計画などの個別計画に基づき、具体的な事業実施を推進するものとします。

また、農業サイドで作成する、農業振興地域整備計画との調整・整合を図り、土地利用の誘導などを推進します。

(5) 民間活力の導入

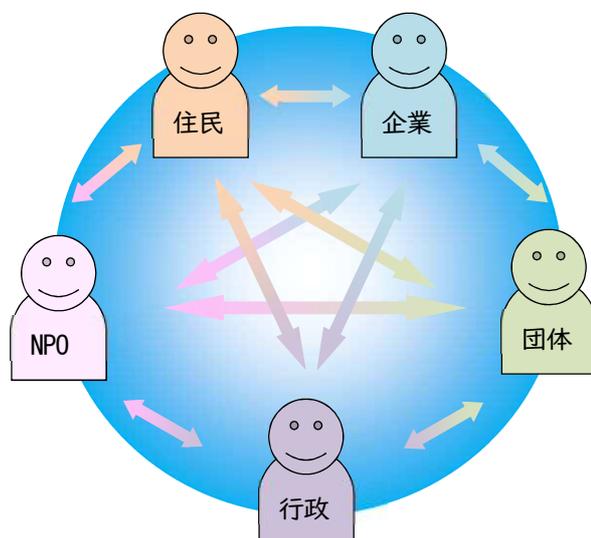
1999年(平成11年)7月に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が制定され、民間の資金とノウハウを活用し、民間主導で公共サービスの提供を図ることが推進され、現在までに庁舎、教育・文化施設などの整備、管理・運営で活用されています。

PPP/PFIといった事業手法の特徴である企業が有する専門的な知識や経験、資本をまちづくりに導入することによって、効率的で効果的なまちづくりを実現することが期待されていることから、本町においても、今後の整備目的・内容に応じて民間活力の導入について検討します。

2 住民、企業、行政などによる協働のまちづくりの推進

これからのまちづくりは、社会経済情勢の変化や地域住民のニーズに柔軟に対応しながら、個々の利益を追求するのではなく、住民・企業・行政が適切な役割と責任を果たしながらも、互いに協力し、力を合わせてまちづくりを進めていく、協働によるまちづくりが重要です。

また、まちづくりの主体は、行政だけでなく、「新しい公共」による住民やNPOの自主的な活動や住民と行政、企業と行政などの多様な主体の連携によって展開していきます。



「新しい公共」のイメージ

(1) まちづくりにおける役割

①住民の役割

住民は、まちづくりの主役であることから、まちづくりの理念を共有し、まちづくりの手法や仕組みに関心を持つとともに、地域教育やまちづくり活動を通じてシビックプライドを醸成し、地域への理解を深めながら魅力発信や課題解決などまちづくりを推進します。

②企業の役割

企業には、まちづくりを担う重要な役割が求められています。

企業活動の継続・発展を図りながら、まちづくりの方針を理解し、周辺環境に配慮した事業活動の推進やイベント・地域活動への参加、まちづくりに対する提案・参加などを積極的に推進します。

③行政の役割

行政は、住民や企業に対してまちづくりに関する情報を発信し、まちづくりに参加しやすい環境の構築を図り、参加を促します。

住民や企業などから意見を広く聴取するとともに、住民や企業などが主体となって行う事業活動を支援します。

国及び県の指導・助言、補助制度の活用等により、良好なまちづくりに向けた事業を実施します。

(2) 協働のまちづくりの進め方

①住民への情報発信

本都市計画マスタープランをはじめ、町が取り組んでいる各種計画や事業に関する様々な情報については、広報紙やインターネットを通して広く住民へ発信します。

また、必要に応じて説明会を開催するなど情報の共有に努めます。

②住民参加の促進

今回実施した住民アンケート調査の結果では、まちづくりの進め方として「住民と行政が話し合いながら、ともに力を合わせてまちづくりを進める」といった意見が最も多くありました。

まちづくりに対する住民の意見を聞き、場合によっては、住民自らがまちづくり活動を実践していくためにも、行政と住民との意見交換の場づくりを検討します。

各種計画の策定にあたっては、パブリックコメントの実施などによって住民の合意を得ながら計画づくりを推進します。

また、住民にとって身近な施設となる道路や公園の整備にあたっては、住民が利用しやすい施設とするために整備内容に対する意見交換を図るとともに、整備後の維持管理手法についても意見交換が行えるようワークショップなどの手法を検討し、住民意見の反映を推進します。

③まちづくり人材の育成

住民主体のまちづくりを推進するためには、地域のまちづくりを担うリーダーの育成が重要です。

そのために、まちづくりに関する講演会や勉強会の開催を通して、リーダーとなる人材の育成に努めます。

また、子どもの時からまちに愛着を持ち、地域の魅力発見や課題解決に関するまちづくりに参加できるように、教育環境の充実や仕組みづくりを推進します。

3 都市計画マスタープランの運用と活用

(1) 都市計画マスタープランの運用

本都市計画マスタープランに基づき計画的に将来都市構造を実現していくため、庁内の関係部署や関係機関との協議・調整を図り、各事業の優先順位を整理し、さらには事業実施主体、事業実施時期などを整理したアクションプログラムを作成するものとします。

また、円滑な事業の推進に向けて、関係部署とも定期的な連絡や意見交換会を開催するなど、事業実施に向けた庁内における推進体制の強化を図ります。

(2) 都市計画マスタープランの進行管理

本都市計画マスタープランに基づくまちづくりが適正かつ計画的に行われるためには、計画の継続的な進行管理が必要です。また、進行管理の結果、事業の見直しが必要な場合、社会情勢やその事業が置かれている状況を踏まえ、必要性や効率性を検討して判断することが重要です。

そのため、本町の現状や社会環境の変化の把握に努め、計画の進捗状況を管理し、それを踏まえて計画の見直しを行う、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の「PDCAサイクル」を確立し、このサイクルに基づき、計画の実現を推進します。



(3) 都市計画マスタープランの見直し

本都市計画マスタープランは、2037年（令和19年）を目標としたものであり、長期の視点にたった計画であることから、目標達成までの間に社会環境の変化や関係法令の新設・改正、綾川町総合振興計画など上位計画の見直し、住民ニーズの多様化などが十分に考えられます。

上位計画の見直しや社会環境の変化などにより、本都市計画マスタープランで定めた方針などに大きく影響を及ぼす場合には、必要に応じて中間見直しを行います。概ね10年後には、住民、学識経験者、関係機関の意見等を踏まえて評価を行い、計画全体を見直すものとなります。



計画の見直しイメージ

綾川町都市計画マスタープラン（改訂案）

令和5年1月時点

発行／綾川町

編集／建設課

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

【TEL】 087-876-5280（直通）

【FAX】 087-876-1948（直通）